

岩手県告示第711号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
桜台調剤薬局	花巻市桜台二丁目13番11号	令和3年8月31日
イオン薬局一関店	一関市山目字泥田89番地1	〃
イオン薬局江釣子店	北上市北鬼柳19番68号	〃
イオン薬局前沢店	奥州市前沢字向田二丁目85番地	〃
イオン薬局イオンスタイル江刺	奥州市江刺八日町一丁目9番48-2号	〃
とちのき薬局	北上市大通り三丁目8番12号	〃